

○登米市水道事業使用水量の認定及び水道料金等の減免に関する規程

平成22年4月1日

水道事業管理規程第12号

改正 令和2年3月24日水管規程第1号

令和3年3月29日上下水道事業管理規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号。以下「条例」という。）第25条及び登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年登米市水道事業管理規程第8号。以下「施行規程」という。）第30条の規定に基づく使用水量の認定並びに条例第34条及び施行規程第34条の規定に基づく水道料金、手数料等（以下「水道料金等」という。）の軽減又は免除（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、水道法（昭和32年法律第177号）並びに条例及び施行規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 実績使用水量 検針日の水道メーター指針から1期前の水道メーター指針を差し引いた水量をいう。
- (2) 推定使用水量 条例第25条第1号又は第2号の規定に該当した検針月、漏水が始まったと認められる検針月若しくは消火及び災害等の復旧作業で水道を使用したと認められる検針月の前3か月の平均使用水量又は前年同期の実績使用水量のうち使用実態に近い方の水量をいう。
- (3) 管理者 水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。
- (4) 放水量 管理者の指示により放水した水量をいう。
- (5) 水道使用者等 水道の使用者並びに給水装置の所有者及び管理人をいう。

(使用水量の認定)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、条例第25条の規定により使用水量を認定するものとする。

- (1) 水道メーターの故障等により使用水量が不明の場合
- (2) ウォーターハンマー、給水管内へのエア混入等により水道メーターの異常回転があった場合
- (3) 水道メーターの異常回転の原因が不明の場合
- (4) 長期不在、障害物等の理由で水道メーターを点検できない場合
- (5) 水道メーターの故障等の原因が水道使用者等以外の者にある場合で、その原因者を特定できない場合
- (6) 水道メーターの検針又は交換業務に起因して使用水量が不明となった場合

(7) 供用給水栓を使用する場合

(8) 前号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ない理由があると認める場合

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項の規定を適用しないものとする。

(1) 水道メーターの故障等の原因が水道使用者等の故意又は過失による場合

(2) 水道メーターの故障等の原因が水道使用者等以外の者にある場合で、その原因者を特定できる場合

(認定使用水量の算出)

第4条 管理者は、前条第1項の規定に該当すると認める場合は、次の各号のいずれかの方法により認定する使用水量を算出するものとする。この場合において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 推定使用水量

(2) 水道の使用実績がなく前号により難い場合 当該検針日以後に使用する水量を基に1日当たりの平均使用水量を算出し、当該検針期間の日数を乗じて得た水量

(3) 前2号の規定により難い場合 水道の使用状況等を調査し、管理者が定める水量

(4) 前条第1項第7号の規定に該当する場合 実績使用水量を基に水道使用者等が定める割合を乗じて得た水量

(水道料金等の減免)

第5条 水道使用者等が条例第20条第1項に規定する管理上の責任を果たしていると認められる場合で、かつ、漏水の原因に対する給水装置の修繕等必要な措置を講じた場合であって、第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるとき又は第4号から第6号までのいずれかに該当すると認めるときは、管理者は、条例第34条並びに施行規程第34条第1号及び第3号の規定により水道料金等を減免することができる。

(1) 漏水の場所が地下、床下、壁内等の容易に発見できない場所の場合

(2) 漏水の原因が地震、寒波その他災害等による給水装置の破損の場合

(3) 漏水の原因が水道使用者等以外の者にある場合で、その原因者を特定できない場合

(4) 消火及び災害等の復旧作業に水道を使用したと認める場合

(5) 管理者の指示により放水した場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者がやむを得ない理由があると認める場合

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、水道料金等を減免しないものとする。

(1) 前項第2号の規定による場合を除き、漏水の場所が蛇口、立ち上がり管等容

易に発見できる場所の場合

- (2) 漏水の場所が受水槽、高置水槽、給湯設備等の導管設備からの場合
- (3) 不凍水栓又は水抜栓の操作不完全による漏水の場合
- (4) 防寒対策を怠り給水装置を破損させた場合
- (5) 給水装置の破損が水道使用者等の故意又は過失による場合
- (6) 凍結防止のために放水した場合
- (7) 水道使用者等が修繕等必要な措置を怠った場合
- (8) 上下水道部又は指定給水装置工事事業者以外の者が修繕等を行った場合
- (9) 修繕等の工事完了日から3か月が経過した場合
- (10) 上下水道部から給水装置の改善を指示されている場合
- (11) 漏水の原因が水道使用者等以外の者にある場合で、その原因者を特定できる場合

3 施行規程第34条第2号の規定による水道料金等の減免に関する事項は、管理者が別に定める。

(減免対象期間)

第6条 水道料金等の減免は、原則として漏水が始まったと認められる検針月又は消火及び災害等の復旧作業に水道を使用したと認められる検針月の水道料金等に適用する。ただし、次回検針月の実績使用水量に漏水による水量又は消火及び災害等の復旧作業で使用した水量が含まれると認められる場合は、水道使用者等の再申請により次回検針月の水道料金等にも適用することができる。

2 管理者は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、減免対象期間を定めることができる。

(減免申請)

第7条 水道料金等の減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 修繕等の工事完了を証明する書類
- (2) 公的機関の発行する証明書(災害等に関する場合に限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 第5条第1項第5号の規定による場合は、前項の申請書の提出を要しないものとする。

(減免決定等)

第8条 管理者は、前条第1項の規定により申請書の提出があった場合は、減免の可否を決定し、水道料金等減免・却下決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(減免後の使用水量の算出)

第9条 管理者は、第5条第1項の規定に該当すると認める場合は、次の各号のいずれ

れかの方法により減免後の使用水量を算出するものとする。この場合において、1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 第5条第1項第1号から第3号までに該当する場合 (実績使用水量－推定使用水量) ×0.5＋推定使用水量

(2) 第5条第1項第4号に該当する場合 推定使用水量

(3) 第5条第1項第5号に該当する場合 実績使用水量－放水量

(4) 第5条第1項第6号に該当する場合 前3号のうち管理者が定める方法

2 管理者は、災害その他やむを得ない理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、減免後の使用水量を定めることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、登米市水道料金の調定に関する規程（平成17年登米市水道事業管理規程第25号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(登米市水道料金の調定に関する規程の廃止)

3 登米市水道料金の調定に関する規程（平成17年登米市水道事業管理規程第25号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月24日水管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日上下水道事業管理規程第12号）

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、登米市水道事業漏水等による水道料金の減額に関する規程の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(あて先) 登米市長

住所
氏名

水道料金等減免申請書

登米市水道事業使用水量の認定及び水道料金等の減免に関する規程第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1	お客様番号	— —
2	水道使用者等	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ
3	給水装置場所	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ
4	減免対象年月	年 月分
5	修繕等の状況	<input type="checkbox"/> 工事完了の証明書あり <input type="checkbox"/> 工事完了の証明書なし (※証明書なしの場合は、以下を記入してください。) ① 修繕等を依頼した日 年 月 日 ② 修繕等が完了した日 年 月 日 ③ 工事を施工した指定給水装置工事事業者 事業者名：
6	申請理由	(1) 減免申請の理由 <input type="checkbox"/> 給水装置からの漏水 (漏水が始まった月： 年 月) <input type="checkbox"/> 消火及び災害等で水道を使用 (※(2)～(5)は記入不要です。)
		(2) 漏水の原因 <input type="checkbox"/> 給水装置の劣化等 <input type="checkbox"/> 地震、凍結等による破損 <input type="checkbox"/> 故意、過失による破損 (原因者： <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 不明)
		(3) 漏水の場所 <input type="checkbox"/> 地下、床下、壁内等容易に発見できない場所 <input type="checkbox"/> 上記以外の場所 ()
		(4) 条例第20条第1項に定める管理上の責任 <input type="checkbox"/> 定期的に給水装置の点検及び漏水の確認を行っている <input type="checkbox"/> 防寒対策を行っている
		(5) その他

年 月 日

様

登米市上下水道事業
登米市長



水道料金等減免・却下決定通知書

年 月 日に申請がありました水道料金等の減免について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 減免の可否	減免 ・ 却下
2 お客様番号	— —
3 水道使用者等	
4 給水装置場所	
5 申請対象水道料金等	年 月分 水量 m ³ 水道料金等 円
6 減免する水道料金等	水量 m ³ 水道料金等 円
7 減免後の水道料金等	水量 m ³ 水道料金等 円
8 減免の方法	<input type="checkbox"/> 減免後の水道料金等で 年 月 日に指定口座から振り替えます。 <input type="checkbox"/> 減免後の水道料金等で納入通知書を送付しますので期限までお支払いください。 <input type="checkbox"/> 還付する水道料金等 円を指定口座に振り込みます。 <input type="checkbox"/> その他
9 減免にならない理由等	

○登米市水道事業加入金の徴収に関する規程

平成17年7月21日

水道事業管理規程第37号

改正 平成21年6月12日水管規程第6号

平成22年9月17日水管規程第16号

平成23年8月15日水管規程第6号

平成26年3月31日水管規程第1号

平成27年3月3日水管規程第2号

平成31年3月12日水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、登米市水道事業給水条例（平成17年条例第219号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、加入金について必要な事項を定めるものとする。

(徴収の対象除外)

第2条 条例第30条第1項ただし書に規定する地域並びに給水栓は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の適用を受けて区画整理した次に掲げる区域内での水道加入

ア 迫町中江土地区画整理事業区域

イ 迫町萩洗土地区画整理事業区域

ウ 迫町梅ノ木土地区画整理事業区域

エ 迫町南佐沼土地区画整理事業区域

オ 登米町遠見台土地区画整理事業区域

カ 中田町加賀野土地区画整理事業区域

キ 豊里町下町土地区画整理事業区域

ク 津山町形沼土地区画整理事業区域

(2) 未完成栓の新設工事

(3) 津山町横山住宅団地

(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用を受けて開発を行った日根牛地区宅地造成事業阿羅田区域・小池前区域内での水道加入

(5) 都市計画法第8条の規定に基づき平成25年3月29日付け登米市告示第103号により指定した用途地域中、工業専用地域を除く第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域内での水道加入

(加入金の徴収方法)

第3条 条例第30条第3項ただし書に規定する特別の理由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 給水装置工事申込者が災害被災者である場合
- (2) 当該給水装置設置のため、新たな配水管その他の水道施設の設置、又は改良が必要な場合
(加入金の還付)

第4条 条例第30条第4項ただし書に規定する給水期間が短期である場合並びに特別の理由による還付の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年登米市水道事業管理規程第8号）第2条第1項第2号に規定する臨時栓 すでに徴収した額の2分の1に相当する額
- (2) 新設又は増口径に係る給水装置工事の申込者が承認を受けた日から1年以内に当該給水装置工事の申込みを取消したとき すでに徴収した額の全額
(メーター口径100ミリメートル以上の加入金)

第5条 給水条例別表3に定める、メーター口径100ミリメートル以上の加入金のうち、メーター口径100ミリメートルの加入金は、1,848,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月12日水管規程第6号）

この規程は、平成21年6月12日から施行し、改正後の登米市水道事業加入金の徴収に関する規程の規定は、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成22年9月17日水管規程第16号）

この規程は、平成22年9月17日から施行する。

附 則（平成23年8月15日水管規程第6号）

この規程は、平成23年8月15日から施行する。

附 則（平成26年3月31日水管規程第1号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日水管規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月12日水管規程第3号）

この規程は、平成31年10月1日から施行する。

登米市水道事給水装置工事手数料の免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登米市水道事業給水条例（平成17年条例第219号。以下「条例」という。）第34条並びに登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年規程第8号。以下「規程」という。）第34条第1号の規定に基づき、登米市水道事給水装置工事手数料を減免するために必要な事項を定めることを目的とする。

(減免する給水装置工事手数料)

第2条 減免する給水装置工事手数料は、条例第29条第1項に定めるもので給水装置工事設計審査手数料、給水装置工事しゅん工検査手数料及び道路占用事務手数料とする。

2 免除地域は加入金の徴収に関する規程（平成17年規程第37号。以下「加入金規程」という。）第2条で規定するとおりとする。

(委任)

第3条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月 1日から施行する。

○登米市水道事業配水管の布設基準に関する規程

平成17年4月1日

水道事業管理規程第27号

改正 令和2年3月24日水管規程第1号

令和3年6月10日上下水道事業管理規程14号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道事業における配水管の布設基準に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、水道法（昭和32年法律第177号）並びに登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号。以下「条例」という。）及び登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年登米市水道事業管理規程第8号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 配水管 条例第2条に規定する給水区域（以下「給水区域」という。）に水道水を配水するために布設する口径30ミリメートル以上の管をいい、その例は別図のとおりとする。
- (2) 公道等 国道、県道、市道、農道及び水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認める道路又は土地をいう。
- (3) 送水管 浄水場から配水池に水道水を送水するために布設する管をいう。
- (4) 緊急時用連絡管 緊急時に各浄水場から水道水を相互に送水するために布設する管をいう。

(布設の計画基準)

第3条 配水管の布設は、次の各号に定める基準により計画するものとする。

- (1) 配水管の布設する場所が公道等であること。
- (2) 給水の対象が技術的に可能な場所であること。
- (3) 布設に要する工事費が経済的に採算のとれるものであること。
- (4) 配水管の布設が配水の管理上又は公共的見地から管理者が必要と認めるものであること。

(配水管の配置の原則)

第4条 配水管は、給水区域内の水圧ができるだけ均等になるように配置するとともに、管内水が停滞しないように配慮しなければならない。

(給水申し込みに伴う配水管の布設)

第5条 管理者は、条例第5条に規定する給水装置の新設等の申込みにより、配水管の布設又は布設替え（以下「布設等」という。）が必要と認める場合であつて、かつ、給水装置の新設等の申込人から条例第31条に規定する工事負担金の納入があつた場合は、第3条第3号及び第4号の規定にかかわらず、配水管の布設等を計画す

るものとする。

- 2 配水管布設等の協議及び工事負担金の徴収に関する事項は、管理者が別に定める。
(配水管からの分岐制限)

第6条 口径350ミリメートル以上の配水管、送水管及び緊急時用連絡管には、原則として給水管の接続は行わないものとする。ただし、給水管の分岐口径が75ミリメートル以上であり、かつ、管内水が停滞するおそれがないと認める場合は、この限りではない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の前の日までに、合併前に指定又は認定された配水管については、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、配水管とする。

附 則 (令和2年3月24日水管規程第1号)

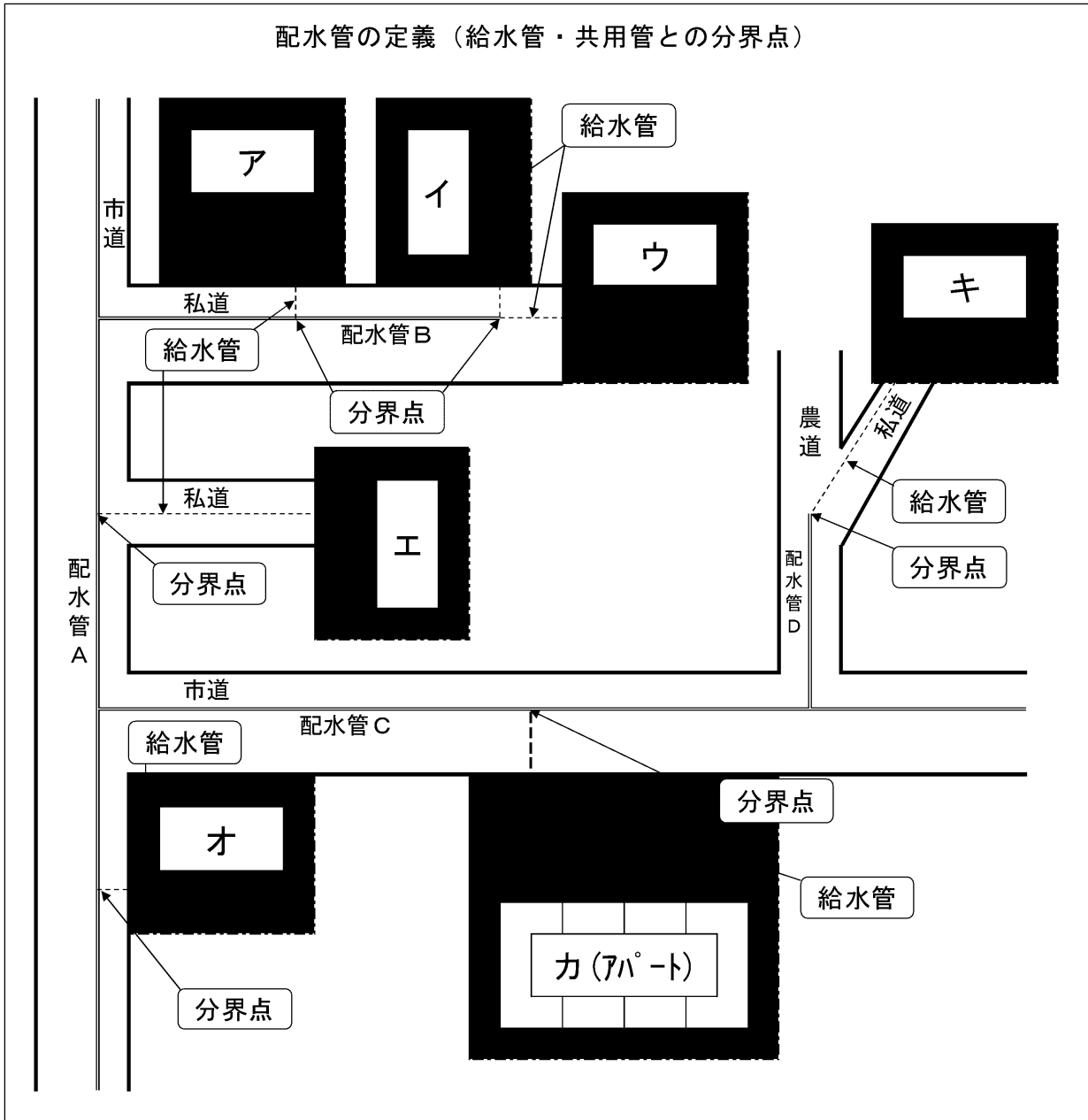
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月10日上下水道事業管理規程14号)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別図（第2条関係）

配水管の定義（給水管・共用管との分界点）



○登米市水道事業工事負担金の徴収に関する規程

平成17年4月1日

水道事業管理規程第24号

改正 平成18年8月1日水管規程第8号

平成26年3月31日水管規程第1号

平成27年3月10日水管規程第3号

令和2年3月24日水管規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、登米市水道事業給水条例（平成17年条例第219号。以下「条例」という。）第31条第2項に基づき、工事負担金について必要な事項を定めるものとする。

(工事負担金の負担区分)

第2条 工事負担金は、次の各号のいずれかに該当した者から徴収する。

- (1) 条例第31条に規定する配水管等の設置されない場所から給水申込みをした者
- (2) 配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所から給水申込みをした者
- (3) 本規程に基づき工事負担金を徴収して布設して10年を経過しない配水管が設置されている場所から給水申込みをした者。ただし、同一給水申込者が引続き工事を行う場合の始点については、負担金を徴収して布設した直近の配水管とする。
- (4) 登米市水道事業開発行為等に関する配水管布設に関する規程（平成17年水道事業管理規程第28号）第3条に規定する開発行為者等
- (5) その他、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要と認めた者

(工事負担金の算定)

第3条 工事負担金は、工事費、設計調査費の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額に事務費を加えた額とする。

2 工事負担金の算定は次の各号によるものとし、その例は別図のとおりとする。

- (1) 1件による申込み 申込者に必要な水量に応じた管径にかかる工事負担金
- (2) 複数による申込み 各申込者それぞれが必要な水量に応じた管径にかかる工事負担金。ただし、実際に布設する配水管等設置の事業費が、各工事負担金の合計額より安価な場合はその事業費とし、事業費の按分はそれぞれの工事負担金額によるものとする。

3 工事負担金の算定は、管理者が行う。

(配水管等の設置)

第4条 配水管等は、前条の規定により求められた管径に関わらず、登米市配水管の

布設基準に関する規程（平成17年水道事業管理規程第27号）に基づき設置する。

（配水管等の維持管理）

第5条 工事負担金を徴収して布設した配水管等は、登米市水道事業の資産とし、維持管理は管理者が行う。

（工事負担金の契約）

第6条 工事申込人と管理者は、工事負担金に関する契約を締結する。

（工事負担金の納入）

第7条 工事負担金は、概算額を工事着手前に納入するものとする。ただし、管理者が認める場合は、着手後又はしゅん工後に納入することができる。

2 管理者は、工事しゅん工後に工事費の精算を行い、工事負担金に過不足が生じたときは、追徴又は還付するものとする。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の工事負担金の徴収に関する要綱（昭和56年登米地方広域水道企業団要綱第2号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

（工事負担金の額の特例）

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、自家用住宅及び店舗付自家用住宅に係る工事負担金の額は、第3条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 平成28年3月31日までの給水申込みに係るもの 第3条の規定により算出した金額の4分の3（消費税等を乗じる前の金額を1,000円未満切捨て）を控除した額

(2) 平成29年3月31日までの給水申込みに係るもの 第3条の規定により算出した金額の2分の1（消費税等を乗じる前の金額を1,000円未満切捨て）を控除した額

(3) 平成30年3月31日までの給水申込みに係るもの 第3条の規定により算出した金額の4分の1（消費税等を乗じる前の金額を1,000円未満切捨て）を控除した額

附 則（平成18年8月1日水管規程第8号）

この規程は、平成18年8月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日水管規程第1号）抄

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

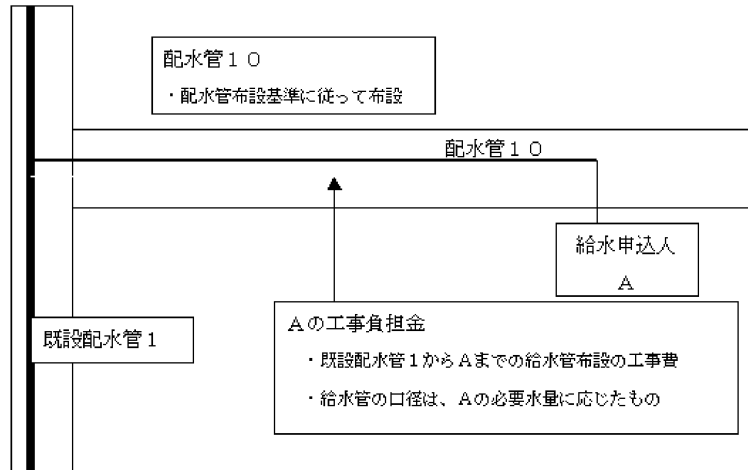
附 則 (平成27年3月10日水管規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

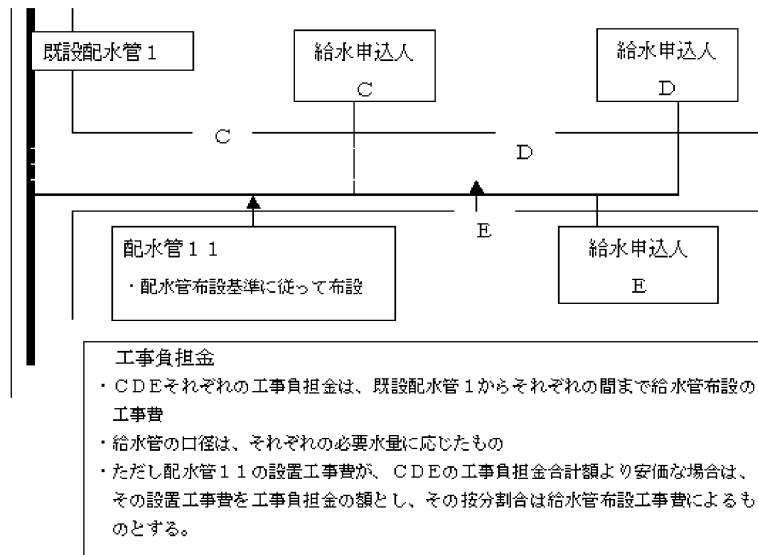
附 則 (令和2年3月24日水管規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

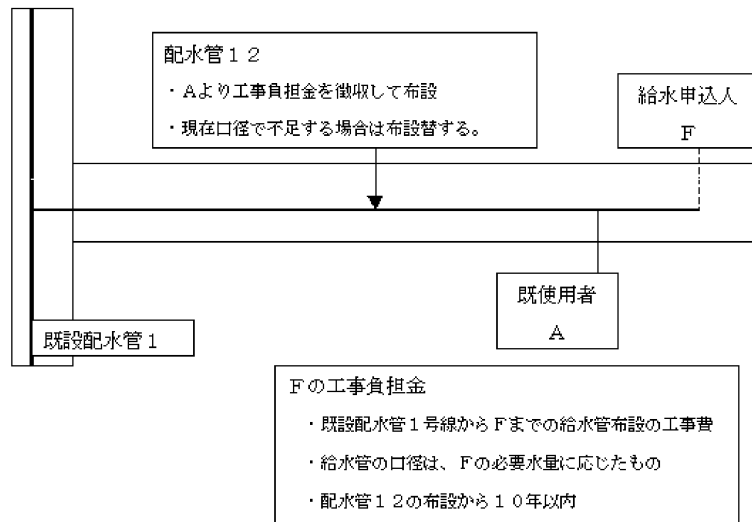
例1 1件で申し込んだ場合



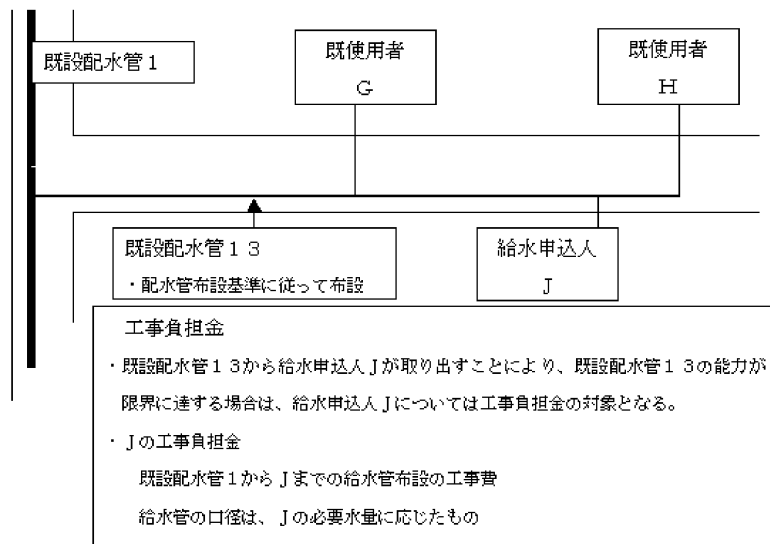
例2 複数で申し込んだ場合 (負担金の按分)



例3 工事負担金を徴収して布設した配水管のある場所からの申込みの場合



例4 既設配水管が能力の限界に達している場合



東北地方太平洋沖地震被害にかかる水道料金等の軽減に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、登米市水道事業給水条例（平成17年条例第219号。以下「条例」という。）第34条並びに登米市水道事業給水条例施行規程（平成22年規程第8号。以下「規程」という。）第34条第1号の規定に基づき、東北地方太平洋沖地震（以下「震災」という。）により水道料金、加入金、手数料を軽減するために必要な事項を定めることを目的とする。

(軽減する水道料金)

第3条 軽減する水道料金は、条例第23条第1項に定めるもので平成23年4月に検針をしたものとする。

2 軽減は次のとおりとする。

(1) 基本料金は、2分の1を軽減する

(2) 従量料金は、前3ヶ月の平均使用水量と4月検針時の使用水量を比較して4月分が上回った分を軽減する。ただし前3ヶ月平均が漏水等により通常使用量ではない場合は別途計算する

3 震災により居住する住宅等が全壊などにより水道が使用できない場合、水道料金は請求しない。

4 規程第28条に定めるメーター口径100mmの水道料金は使用量に応じて減額する。

(軽減する手数料、加入金)

第4条 軽減する手数料、加入金は次のとおりとする。

(1) 条例第29条に定める手数料のうち、給水装置工事設計審査手数料、道路占用申請事務手数料、給水装置工事しゅん工検査手数料

(2) 条例第30条に定める加入金

2 軽減の対象は、震災により居住する住宅等が、り災証明書により全壊、大規模半壊と判定された者で、市内において住宅の新築・改築により、条例第5条に定める給水装置の工事を申込みをした者とする。

3 登米市水道事業管理者が特別の理由があると認めた場合は、軽減の対象とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月 5日から施行する。

